いじめ防止基本方針

君津市立小櫃小学校

１．基本理念

いじめとは,「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは全ての児童に関係する問題である。そこで，全ての児童が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのか理解し､行動できる力を身に付ける環境を整えることが重要である。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国・県・市町村・地域社会・保護者・家庭その他の関係者の連携の下、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組んでいく。

２．いじめ防止の基本的な考え

・いじめを絶対に許さない，見過ごさない学校・学級づくりに努める。
・児童一人一人のよさが認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
・児童の発する小さなサインを見逃さないよう,日常の児童観察を充実させ実態把握に努める。
・人権意識を高め，自他の個性を認め，分け隔てなく接する心を育てる。

３．いじめの未然防止・早期発見

（１）児童理解

○一人一人の教師が一人一人の児童と深いつながりを持ち，個人の人格を尊重しながら共感的受容的態度で接する。学校教育のすべての場面で行う。

・日常の児童観察，実態把握に努める。
・なかよし週間（教育相談）を年２回設け，自己の心の状態を見つめさせるとともに，対人関係の悩み等がないか全児童と面談をし把握する。
・家庭訪問，個人面談を活用して，保護者との連携に努める。
・道徳や学校行事を通して感じた仲間との関わりや他者の思いやり，他への感謝の気持ち等を振り返ることで，一人一人の児童の心の状態を把握する。
・「連絡帳」を活用し、家庭との連携を図る。
・毎月，生徒指導特別支援全体会議を持ち児童の情報交換を行い，職員共通理解のもと組織として同一歩調で指導に当たる。
・学期末や状況に応じて学校生活(いじめ)アンケートを実施し，児童の実態把握に努める。

（２）教育相談活動

○日々の教育活動全般を通して，児童一人一人を理解する。
○児童の悩みを知り，できる限り早い段階での問題解決に努める。
○７月，１２月になかよし週間（教育相談週間）を設けるとともに，日常的な教育相談に心がける。

・児童の直面している問題，課題を把握する。
・発達段階に応じて，指導・助言する。
・児童の悩みによっては，担任外との相談時間を設ける。
・全体で共通理解・共通指導する内容については，話し合う場を設ける。
（生徒指導会議，校内研修，職員会議，打ち合わせ等）
・相談しやすい環境作りに努める。(開かれた校長室・保健室等)

（３）心の教育の充実

○いじめを絶対に許さない，見過ごさない学校・学級作りに努める。
○人権教育の理念を浸透させ，児童一人一人の良さが認められ，お互いを思いやる雰囲気作りに努める。

○達成感，自己有用感を高める教育活動を推進する。

・**道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン等を充実させ，豊かな心を育成する。**

・たてわり班活動を充実させ，年下の友だちへの思いやりと年上の友だちへの憧れや尊敬の気持ちを育てる。

・当番活動，係活動，委員会活動，クラブ活動などを通して，一人一人が活躍できる場を設け，認められるように工夫する。

・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において，他者と関わる機会を工夫し，それぞれの違いを認め合う仲間作りに努める。

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」に努める。

・可能な限り，TT での学習支援を行うことで個別指導を充実し，学力の定着を図る。

・**人権週間を指導の一つとして取り上げ**, 人権教室等を通し互いに認め合う気持ちを育てる。

（４）特に配慮が必要な児童への対応

・発達障害を含む、障害のある児童について、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し支援する。

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童について、正しい理解のための研修を行う等、学校として必要な対応を行う。

（５）インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

・情報モラル教育の充実

・保護者への啓発

（６）児童会活動での啓蒙

・児童会が中心となって「いじめ０集会」を計画・実施する。（前期に１回）

（７）家庭・地域との連携

・「小櫃の元気なこどもを育てる会」と連携をし、地域の子どもは地域で責任を持って育てる体制づくりを推進する。

４．いじめの相談・通報

・いじめを受けた児童等及び助けようとした児童等を徹底して守り抜く。

・学校内外においていじめを受けたり、見かけたりしたした場合、担任及び相談しやすい職員や家の人に相談・通報することを、児童に知らせておく。

・いじめについて相談することや通報することの重要性を、児童に認知させる。

５．いじめを認知した場合の対応

（１）いじめ被害児童の心情に寄り添った対応をする。

・徹底して守り抜くことを本人や保護者に伝える。

・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。

（２）いじめ加害児童や周辺児童への聞き取り調査を適切に行う。

（３）いじめ加害児童が、被害児童や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するように対策をとる。

（４）いじめの調査結果について、被害児童、保護者へ情報提供する。また、加害児童、保護者へ、いじめの事実を通知する。

（５）「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に、いじめは許されないことと指導する。

６．いじめ防止等の組織

いじめの発見・うたがい

↓ すぐ管理職へ報告・連絡・相談

＜生徒指導委員会＞
校長・教頭・教務・生徒指導主任
教育相談主任・該当担任(事実の確認)

↓

≪生徒指導会議≫
〈全職員による組織的対応〉
①事実確認及び情報収集
・児童への聞き取り調査
（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）
（いじめられた側・いじめた側・傍観者）
②事実関係を的確に把握（時系列で）
③対応の確認・共通理解
④保護者への連絡
⑤児童の心のケア（特にいじめられた側）
※必要に応じて外部機関と連携

↓

○再発防止の対策（教育相談窓口の活用）
・職員会議での共通理解（研修の充実）
・児童への指導
・保護者・地域への啓発
○未然防止活動

＜状況によって＞
外部の専門機関との連携
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・教育センター
・児童相談所
・子育て支援室
・警察

君津市教育委員会

７．重大事態への対処

（１）重大事態の意味
・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

（２）重大事態が発生した場合の対応
・学校内及び教育委員会へ報告、連絡する。
・一報後、改めて文書により報告する。
・調査組織を構成し、具体的な調査方法を検討し、調査する。
・調査結果をまとめ、市に報告。被害児童の保護者へ情報を適切に提供する。

８．公表・学校評価

（１）学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、様々な機会を活用して、児童、保護者、関係機関等に周知する。

（２）いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価の結果を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルで進め、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

ＰＤＣＡサイクル・・・実態把握を踏まえた目標が設定され、それを達成するために「計画（Ｐ＝Ｐｌａｎ）」を立て、それを「実行（Ｄ＝Ｄｏ）」に移します。そして一定期間経過後、期待される変容（目標の達成）が得られたか否かを実態把握に基づいて確認し、「見直し（Ａ＝Ａｃｔ）」を行います。「見直しに」に必要なのは、期待されるほどの変容できなかった場合に、「取組は計画通りに実行されたのか」「そもそも計画自体に問題はなかったのか」、時には「当初の実態把握や目標の設定は適切であったのか」を「点検（Ｃ＝Ｃｈｅｃｋ）」すること。